

### 下水道排水設備工事

#### 責任技術者の新規登録・更新

##### 《新規の場合》

対象：県下水道協会が実施する

責任技術者試験の合格者等

手数料：40000円（講習資料代含む）

※新規登録者は後日講習会の受講が必要です。

##### 《更新の場合》

対象：市に登録のある下水道

排水設備工事責任者（3月31日有効期限満了者）

手数料：10000円

《共通》

申込期間：1月11日（火）～

21日（金）

※必要書類等、詳しくはお問

い合わせください。

問い合わせ：下水道課下水道

庶務係

(TEL 25-2202)

下水道排水設備指定

### 工事店の新規登録・更新

市内で公共下水道等の宅内

排水設備工事を行うには、市

への登録が法令等で義務付け

られています。手続き内容等、

詳しくは市のホームページを

ご覧いただくかお問い合わせ

ください。

手数料：▽新規登録11万円

▽更新50000円

申込期間：1月31日（月）～

2月10日（木）

問い合わせ：下水道課下水道

庶務係

(TEL 25-2202)

### マイナンバーカードの休日受け取りができます

平日に窓口に来られない人

のために休日開庁し、マイナ

ンバーカードの交付事務を行

います。電話での予約が必要

です。

※平日に来る人は予約不要です。

とき：1月15日（土）、30日（日）

午前8時30分～正午

ところ：市庁舎1階

予約・問い合わせ：市民・人

権同和对策課市民年金係

(TEL 25-2277)

### 地域福祉セミナー（第3回）

若年性認知症当事者と家族

の交流会です。同じ立場の人

と悩みや不安を共有できる場

です。

対象：若年性認知症当事者と

家族

とき：1月29日（土）

午後1時～3時

ところ：中央公民館

申込・問い合わせ：直方市社

会福祉協議会

(TEL 23-2551)

#### 寄附のお礼

焼きスパ広め隊様より、寄附が寄せられました。



## 直方市まちなかイルミネーション

1.10まで

点灯時間 17時～22時

場所 須崎町公園  
JR直方駅前



直方まちなかイルミネーション&ライトアップは、多くの事業所のご寄附により実現しました。ご協力いただいた事業所は市ホームページで紹介しています。

## 直方警察署だより

### 直方警察署管内での犯罪発生状況

11月中

刑法犯総数	52件 (-1件)
自転車盗	13件 (+10件)
万引き	7件 (-7件)
住居対象侵入窃盗	1件 (-2件)
( )内は前年比	



ふっけい君

### 架空請求詐欺・還付金詐欺・オレオレ詐欺 その電話、ちょっと待って

- ①電話でお金はすべて詐欺
- ②不審な電話は家族や警察に相談
- ③いつもの番号に電話して本人に確認

身近に相談相手がいない場合は  
すぐに **110番**  
お近くの消費生活センター **イヤヤ 188** に電話



直方警察署 TEL 22-0110

福岡県警ホームページ <http://www.police.pref.fukuoka.jp>

ご来場を  
検討されて  
いる方へ

## 感染リスク軽減のための直方税務署からのお願い 令和3年分の確定申告について

- 令和3年分の確定申告会場は、新型コロナウイルス感染防止策を講じた上で開設します。
- 確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。  
入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。

### 入場整理券の取得方法（次のいずれかのみ）

- ✓ **各会場**で当日配付
- ✓ **LINE アプリ**による事前発行

（注）電話や税務署窓口において、入場整理券の事前発行は行っていません。

国税庁LINE公式アカウント



- LINE アプリによる事前発行の申込みは、来場希望日の10日前から可能です。

### 入場方法

- ✓ 当日配付の入場整理券 ⇒ 日時が印字された入場整理券の提示
- ✓ LINE アプリによる事前発行 ⇒ 日時が表示されたLINE画面の提示

- 指定された入場時間内にご来場いただきますようお願いいたします。  
※混雑状況に応じ、指定された時間内であっても一時的にお待ちいただく場合があります。

## 土地、家屋に係る変更の届出 および償却資産の申告について

### 住宅用地の使用用途変更や、家屋の増築・取り壊し等に係る届出

昨年1月から12月までの間に次のような変更を行い、まだ届け出ていない人は届出が必要です。

**土地** 住宅用地として使用していた土地を住宅用以外の目的で使用し始めた場合等、使用用途に変更があった場合

**家屋** 増築（市販の物置やサンルーム等も含む）や取り壊し等により、床面積や利用状況等に変更があった場合、未登記家屋の所有権移転（売買、贈与、相続等）を行った場合

**届出期限** 1月31日（月）

### 償却資産の申告

償却資産とは、会社や個人で事業をする人が、その事業のために用いる有形資産で、土地・家屋以外のものです。

1月1日現在で、次の資産を所有している会社や個人事業者は、所有資産を資産の所在地である市町村へ申告する必要があります。また、マイナンバー制度開始に伴い、個人事業者は提出時に本人確認資料の提示をお願いします。（以前提示した人は、提示の必要はありません）

**対象資産** 構築物、機械・装置、車両（自動車税・軽自動車税の課税対象は除く）・運搬具、工具・器具・備品、事業用設備等

**本人確認資料** 個人番号確認資料（個人番号カード、通知カード等）および本人確認資料（個人番号カードの表面、運転免許証、パスポート等）

**対象業種の例** 飲食店、理・美容業、小売店、アパート・駐車場経営、医院、工場、農業等

**申告期限** 1月31日（月）

※事業用資産を所有している場合、案内等が届いていなくても申告が必要です。調査により申告漏れが見つかった場合、取得時期によって課税されることがあります。詳しくは、市ホームページ内「償却資産に対する申告と課税」をご覧ください。

●問い合わせ…税務課固定資産税係（TEL 25-2143）